

発議第6号

三島市議会委員会条例の一部を改正する条例案

三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員は、」の次に「次項第1号から第3号までに掲げる常任委員会のうち」を、「常任委員会の委員」の次に「及び同項第4号に掲げる常任委員会の委員」を、「以下」の次に「これらを」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 予算決算委員会 22人

予算及び決算に関する事項

附 則

- 1 この条例は、公布の日以後初めて招集される三島市議会定例会の招集の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に選任される予算決算委員会の委員の任期は、第2条の2第1項本文の規定にかかわらず、令和7年5月14日までとする。

令和6年12月12日提出

発議者 三島市議会全議員